○総務省令第百三号

地方税法 (昭和二十五年法律第二百二十六号) の規定に基づき、 及び同法を実施するため、 地方税法施行

規則等の 部を改一 正する省令を次のように定める。

平成二十八年十二月二十八日

総務大臣 山本 早苗

正

地方税法施行規

則等の一

部を改正する省令

地 方税法施行規則 \mathcal{O} 部 改

第

条 地 方税法 施 行 規則 (昭 和二十 九年総理府令第二十三号)の一部を次のように改正 する。

附則第 + 九 条第一項中 「附則第十八条の五第二項第一号」を「附則第十八条の五第一 項第一号」 に改め

る。

附則第二十条第五 項を次のように改 らめる。

5 政令 附則第十八 条 の六第五項第一 号又は第二十一項第 一号に規定する総務省令で定めるところにより

計算し た金額は、 特定株式の譲渡による事業所得又は雑所得と当該特定株式以外の一 般株式等の 譲渡に

算した場合にこれ よる事業所得又は雑所得とを区分して当該特定株式の譲渡に係る事業所得の金額又は雑所得 5 \mathcal{O} 金 額 \mathcal{O} 計 算 上生ずる損失の 金額には 相 当する金額とする。 こ の 場 合に お \mathcal{O} 1 て、 金額を計 当 該

特 定 株 式 \mathcal{O} 譲 渡をし た 日 \mathcal{O} 属 す る年 分 \mathcal{O} 般 株 式 等 \dot{O} 譲 渡 12 係 る事 業所 得 \mathcal{O} 金 額 又 は 雑 所 得 \mathcal{O} 金 額 \mathcal{O} 計

算 Ŀ 必 要経費に算入され るべ き金 額のうち に当 該 特 定 株 式 \mathcal{O} 譲 渡と当 該 特 定 株 式 以 外 \mathcal{O} 般 株 式 等 \mathcal{O} 譲

渡 \mathcal{O} 双 方に関連して生じた金額 (以下この項にお 7 7 「共通 必要経 費 $\widehat{\mathcal{O}}$ 額」 という。 が あるときは

当該 共 通 必 要経費 \mathcal{O} 額 は、 これ 5 0 所得を生ずべ き業務 に係 る収 入金 一額そ 0) 他 0 基 準 \mathcal{O} うち当該 業 務 \mathcal{O}

内

容

及

び

費

角

0)

性

質

に照

5

して合理

的

と認

8

5

れ

るも

 \mathcal{O}

に

ょ

ŋ

当該

特

定

株

式

 \mathcal{O}

譲

渡

に

係

る

必

要経

費

 \bigcirc

額

と当 該 特 定株 式 以 外 0 般 株 式 等 \mathcal{O} 譲 渡 に 保る必 要経 費 0 額とに 配分するも のとする。

第一号の三様式中

茶 \vdash 井 鄉 畆 0 譲 梊 渡 # 井 継 於 郝 9 팶 門 分 Щ 分 (13)(12)を

\vdash	ļ
楊	般
祩	祩
共	共
华	等
0	0)
譲	譲
渡	潢
(12)	(11)

に改める。

第五号の四様式別表を次のように改める。

第五号の四様式別表 挿入

第五十三号様式を次のように改める。

第五十三号様式別表 挿入

第五十四号様式中「森戝郷」を「一衆森戝郷」に改める。

第五十五号の七様式を次のように改める。

第五十五号の七様式 挿入

第 五. + 六号様式中 「株式等に係る譲渡所得等」 を「上場株式等に係る譲渡所得等」 に改め、 同 様 式 備

考) 1 中 「株式等」 を F :場株式 樂 に改 め、 同 様 式 (備 考) 2 中 「譲渡に」 を 「特定譲渡に」 に 改める。

第 五. + 七 号様式中 「ご条 る株式等」 を 庥 \mathcal{M} \vdash 揚株式等」 に改める。

地 方税 法 施行 .規則: 等 \mathcal{O} 部 を改 正 す んる省か 令 \mathcal{O} 部 改 正

第二条 地 方税法施行規則等 \mathcal{O} 部を改正する省令 (平成二十七 年総務省令第九十一号)の一 部を次のよう

に改正する。

第一条中第一号の三様式の改正規定を次のように改める。

第一号の三様式を次のように改める。

第一号の三様式 挿入

附則

(施行期日)

第 条 この省令は、 平成二十九年一 月一 日 から施行する。 ただし、 附則第三条の規定は、 公布 0 日 カゝ たら施

行する。

(経過措置)

第二条 第一 条の規定による改正後 の地方税法施行規則第五 十五 号の七様式は、 この省令の施行 \mathcal{O} 日以後に

送付する地 方 税 法 附 則第七 条第 項及び第 八 項に規定する申 告 特例 通 知 書 に 0 7) · て 適 用 Ļ 同 日 前 に送付

す る同 条 第 項 及び 第 八項 に規定する申告 特 例 通 知 書 に つい ては、 なお 従前 \mathcal{O} 例 による。

(地方税法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正)

第三条 地方税法施行規則等の一部を改正する省令(平成二十八年総務省令第三十八号)の一部を次のよう

に改正する。

第一条のうち地方税法施行規則第十条第六項第一号の改正規定中「第十条第六項第一号」を「第十条第

七項第一号」に改める。